

意見交換でご発言いただきたいこと

- 1 取り組み結果報告について
 - 実証実験の中間結果に関すること
 - 事例調査に関すること
 - 商慣習見直しアンケート調査結果に関すること
- 2 取り組み事業者の拡大について
 - もっとリードタイム延長に取り組む企業を増やすためには？
 - もっとリードタイム延長に向けた取り組みの機運を盛り上げるには？
 - 事例から明らかになったことをどう広げていくか？
 - メーカー・卸はどう連携・協力していくか？
 - 消費者に対して欠品を許容する意識を醸成するための啓発が求められるのではないか？方法は？
- 3 今後のワーキングチームの活動について
 - 本ワーキングチームの次年度どのようなことに注力すべきか？
 - すでに同様の取り組みを進めている組織等(例:一般社団法人日本加工食品卸協会物流問題研究会、SM物流研究会等)との連携ができないか？
 - その他

参考：食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準 改正後案(抜粋) ※現在パブリックコメント募集中

改正後

(食品廃棄物等の発生の抑制)

第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一〜四 (略)

五 未利用食品等まだ食べることができ食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない者に提供する活動のために当該食品の提供に努めること。

六 (略)

七 食品の製造又は加工を行う食品関連事業者については、次に掲げる措置の実施に努めること。

イ 賞味期限(食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)

第二条第一項第八号に規定する賞味期限をいう。ロにおいて同じ。)の表示方法について、年月で表示する等の工夫を行うこと。

ロ 食品の特性に応じて、製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長すること。

八 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること。

九 (略)

2 (略)

(情報の提供)

第十条 (略)

2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における第三条第一項第五号の活動のために提供した食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を、有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

参考：食品リサイクル法に基づく基本方針案(抜粋) ※現在パブリック コメント募集中

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

2 官民を挙げた食品ロスの削減

イ 食品関連事業者
(前略)

サプライチェーン全体を通じて、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及による在庫の適正化、フードシェアリング等のサービスの活用、フードバンク等への未利用食品等の寄附、自らの取組に関する情報を適切に提供することによる消費者の理解の促進等の取組を行うほか、食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者にはそれぞれ次の取組を進めていくことが期待される。

(1) 食品製造業者

食品製造業者には、食品原料のより無駄のない利用、製造工程及び輸送行程における鮮度保持等による自らの事業活動に伴い発生する食品ロスの削減に加え、賞味期限の延長及び年月表示や日まとめ表示等の賞味期限の表示方法の工夫等による食品関連事業者から発生する食品ロスの削減につながる取組に努める。また、消費実態に合わせた商品の容量の適正化による家庭等からの食品ロスの削減が期待される。

(2) 食品卸売業者及び食品小売業者

食品卸売業者及び食品小売業者は、納品期限を緩和するとともに、発注を早期に行うなど、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物等の発生の抑制を円滑に実施できるよう努める。また、食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等が期待される。

(後略)

参考：食品ロス削減推進法 基本方針(案)(抜粋)

Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動 (2) 農林漁業者・食品関連事業者

■ ② 食品製造業者

- (前略)食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- 食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
(後略)

■ ③ 食品卸売・小売業者

- サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。(中略)
- 天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。

適正発注の推進について

- リードタイム延長実施についての小売業にとってのインセンティブ
 - プラス
 - ・ 物流費の削減
 - ・ 商品の安定供給性の向上(欠品の減少)
 - ・ 取引先の食品ロス削減・物流効率化への貢献
 - マイナス
 - ・ 需要予測精度の低下に伴うリスク(廃棄、売上、機会損失の恐れ)
 - ・ 実施するためのコスト(システム変更、オペレーション変更)
 - ・ 他社がやらないなら自社だけやっても無駄であり損である(一斉に小売業がリードタイム延長しないと取引先はオペレーションを変更できない)
- 小売業がリードタイムを延長した契機
 - 取引先からの提案・相談
 - 2024年問題の認識
 - 物流コスト上昇リスクの顕在化(物流業者からの値上げ通達など)

適正発注の推進について

- リードタイムを延長している企業とそうでない企業は何が違うのか？
 - － 組織制度
 - ・ 物流部と商品部を統括する責任者がいるか/いないか
 - － 評価制度
 - ・ 物流コストが商品部担当者の評価に加味されているか/いないか
 - ・ 対外的な貢献(取引先、物流業界、政策への貢献など)が評価されるか/いないか
 - － 教育制度
 - ・ 物流2024年問題や食品ロスの問題を知ることができる機会があるか/ないか
 - － 物流制度
 - ・ 自社で物流センターを持っているか/持っていないか